

宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地における新型コロナウイルス感染症防止対策

令和2年6月12日制定

令和2年9月 1日改訂

新型コロナウイルス感染症拡大予防対策として、指定管理者 公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団「以下「宮ヶ瀬財団」という。」ガイドラインを定める。

なお、本ガイドラインについては、事態の更なる進展や収束、国の緊急事態宣言や対策方針、県の基本方針の変更など、状況の変化があった場合には、随時見直すこととする。

1 基本事項（一般通常利用）※ただし許可申請にともなう利用については、申請時に基本事項についての対応策を整えていただき、判断するものとする。）

- 施設の入ロ及び施設内の必要な場所に手指消毒用の消毒液を設置する。
*消毒液はアルコール消毒液または次亜塩素酸水を使用する。
- 施設内のドアノブや手すり等、不特定多数が触れる場所の消毒を行うとともに、施設内における換気を定期的に行う。
- 人との接触を避け、できるだけ2m以上の間隔を空けるよう促す。
- マスクの着用を促す。
- 37.5度以上の発熱があった場合に限らず、喉・咽頭痛などの症状がある場合は入場しないよう促す。

2 主催する関係者

主催する関係者とは、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例第15条第1項の規定により、神奈川県立宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地内における行為の許可を申請した者とし、下記事項を行うものとする。

- 二次感染防止対策
 - ・主催者は、どのような対策を取るか提示してもらう（遵守事項を参照）
 - ・主催者は、「LINE コロナお知らせシステム」に登録し、感染防止対策取組書を掲示し、参加者にも読み取りを促します。
- 施設を使用する際の留意点
上記の申請者や親水池、野外音楽堂、グラウンド・ゴルフを利用する団体については、新型コロナウイルス感染症対策のための宮ヶ瀬湖畔園地内施設の使用にかかる遵守事項（別紙参照）を承諾するものとする。

3 宮ヶ瀬財団職員

- 出勤前に自宅等で検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合に限らず、喉・咽頭

痛などの症状がある場合は自宅待機することとする。

- マスク着用や手指消毒を徹底する。

4 個別施設対応

個別施設において基本事項以外に注意喚起する事項を記載する

(1) 施設内

○ 施設入口(各施設)

- ・ 施設入口の行列や人の密集しないように工夫する。
- ・ 来館者に対し、下記事項を立て看板（ポスター等）において周知を図る。
 1. 必ずマスクを着用してください
 2. 他の利用者とは一定の距離を保ってください
 3. できる限り少人数で利用してください
 4. 必ず入口にて消毒を行ってください

○ トイレ（各施設）

- ・ 洋式トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・ 手洗いを励行するよう表示する

○ 飲食・物販、窓口対応等（やまなみ本館、別館、集団施設）

- ・ 対面で販売を行う場合、アクリル板や透明ビニールカーテンにより購買者との間を遮蔽する。
- ・ 利用者間にもソーシャルディスタンス（最低1 m以上間隔を空ける）の確保

施設外

○ 園地全体（各施設）

- ・ 来場者に対し、下記事項を立て看板において周知を図る。
 1. 必ずマスクを着用してください
 2. 他の利用者とは一定の距離を保ってください
 3. できる限り少人数で利用してください
 4. 園地利用後は手洗いしてください
- ・ 来場者に対しては、定期的に屋外放送を行い、上記事項を周知する。

○ 野外音楽堂（集団施設）

- ・ 野外音楽堂ステージから観覧者までの距離を確保する。（5 m程度）
- ・ 主催者に対し観覧者同士の一定の距離（できるだけ2 m以上）を確保するよう周知させる。

○ 親水池(集団施設)

- ・ 利用時は、カヌーロッジの換気に努める。（窓、シャッターの開放）
- ・ 利用前に手洗い、消毒を行う
- ・ 貸出カヌーについては、利用者に利用前・後に貸出カヌーの消毒を義務づけ、使

用を承認する。

- ・ 人数については40名に制限し、入れ替え制とする。
- ・ 複数団体の同時使用は避ける。
- ・ 乗降の際の補助についてもカヌーの先端等を固定するなどし、一定の距離を確保する。
- ・ 砂浜からの乗降を推奨することにより、支え等の補助を控える。
- ・ カナディアンカヌーに3名以上が乗船する場合は家族限定する。
ただし、学校等の利用については、代表者からの同意書により認めるものとする。

○ グラウンド・ゴルフ(集団施設)

- ・ 人数については、8ホール最大32名(4名8組)に制限し、入れ替え制(2時間単位)とする。
- ・ 利用者にはマスクの着用を要請
- ・ 利用者間にもソーシャルディスタンス(最低2m以上間隔を空ける)を要請
- ・ 利用前に手洗い、消毒を行うよう要請
- ・ 用具の貸出の際は、返却時に消毒を行う。

○ ピクニック広場(集団施設)

- ・ 隣り合ったサイトは使わせない。(10組の受付とする。／全サイト20組)
- ・ 受付には透明ビニールカーテン
- ・ 受付には手指消毒液を設置する。
- ・ 職員は、マスク着用。必要に応じて、手袋も。
- ・ 職員は、受付ごとに手洗い、または手指消毒を行う。
- ・ 食材を用意(切り分け・調理)する前には手洗い、手指消毒を行う。
- ・ 個々に切り分けた食材等は、外気に接触しないようにラップ等で覆う。
- ・ 利用者には(食事するとき以外の)マスクの着用を要請
- ・ 職員は使用後の調理器具は消毒する。(キッチンハイター等)
- ・ 利用者間にもソーシャルディスタンスを要請
(食事するときはマスクを外すので、特にソーシャルディスタンスが必要)
- ・ 個人の箸は調理に使用しない。
- ・ 調理専用の箸等で調理を行い、料理を取り分ける時もその箸等を用いる。

○ グラスライダー(集団施設)

- ・ 利用者が受付に並ぶ際は、前後の間隔を2m以上空ける。
- ・ 受付には手指消毒液を設置する。(利用前、後に消毒する。)
- ・ 職員は、マスク着用。
- ・ 職員は、受付ごとに手洗い、または手指消毒を行う。
- ・ 利用者にはマスクの着用を要請
- ・ 同時に滑走する利用者は、3組までとする。

- ・ 利用者間はソーシャルディスタンス（最低2 m以上間隔）を空けることを要請（観覧する保護者においても2 m以上間隔を空けていただく。）
- ・ 使用後のソリ等や、受付用のボールペンなどは利用ごとに消毒する。
- 各トイレ（各施設）
 - ・ 洋式トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
 - ・ 手洗いを励行するよう表示する

5 清掃・ゴミの廃棄

- 清掃やゴミの廃棄を行う者に対して、マスクや手袋の着用の徹底を求める。

6 その他

- 本ガイドラインについては、宮ヶ瀬財団職員全員に周知徹底を図ることとし、各自適切な対応を講じることができるよう努める。
- 宮ヶ瀬財団がガイドライン等に基づく感染防止対策を見える化出来るよう「感染防止対策取組書」、「LINE コロナお知らせシステム」に登録し、感染防止対策取組書を掲示します。

宮ヶ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地における新型コロナウイルス感染症防止対策

施設名	ステップ1	ステップ2	9月1日
	6月1日	7月1日	
屋内施設			
トイレ（カヌー場合）	洋式トイレの蓋を閉めて汚物を流す 手洗いの励行		
総合受付	場所変更（透明シート設置） 消毒液、換気、 ソーシャルディスタンス（2m）		
屋外			
集団施設地区等			
園地全体	マスク着用、一定の距離、少人数、手洗いうがい		
野外音楽堂	観覧者との距離確保、観覧者同士の距離確保		
親水池		40名の人数制限で入れ替え制 カナディアンカヌー団体利用	
グラウンド・ゴルフ	最大20名の人数制限	最大32名の人数制限で入替制	
ピクニック広場		隣り合ったサイトは使わない	
グラスライダー		同時滑走を3組に制限	
各トイレ	洋式トイレの蓋を閉めて汚物を流す 手洗いの励行		

*親水池やピクニック広場については、6月16日から受付を開始します。

第15条関係の申請者や親水池、野外音楽堂、グラウンド・ゴルフを利用する団体について遵守事項の承諾する。（文面に記載）

新型コロナウイルス感染症対策のための 宮ヶ瀬湖畔園地内施設の使用にかかる遵守事項

施設を使用する(した)際の留意点

- 事前にLINEコロナお知らせシステムに登録し、感染防止対策取組書を現場に掲示し、利用者にも読み取りさせます。
- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を休止します
 - ・体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・14日以内に国が定める国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参します(熱中症や活動に支障のない限り、マスクを着用します)
- 手洗い、手指消毒を実施します
- 他の利用者等との距離(2m以上)を確保します(誘導や介助の場合を除く)
- 大きな声での会話等を行いません
- 感染防止のための措置の遵守、施設管理者の指示に従います
- 利用終了後2週間以内に感染症を発症した場合は、速やかに報告します
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けます
- 利用後は、使用箇所の清掃及び必要に応じて次亜塩素酸水等による除菌消毒を行います
(朝の施設鍵受け渡し時に、お渡しする次亜塩素酸水など利用して除菌してください)

宮ヶ瀬湖畔園地内施設の使用については上記を遵守します。

令和 年 月 日 届出者 住所
氏名
電話

新型コロナウイルス感染症対策のための 宮ヶ瀬湖畔園地内施設の使用にかかる遵守事項

(親水池カヌーロッジ)

施設を使用する(した)際の留意点

- 財団の登録したLINEコロナお知らせシステムを読み取ります。
- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を休止します
 - ・体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・14日以内に国が定める国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参します(熱中症や活動に支障のない限り、マスクを着用します)
- 手洗い、手指消毒(アルコール消毒液はご持参ください)を実施します
- 他の利用者等との距離(2m以上)を確保します(誘導や介助の場合を除く)
- 大きな声での会話等を行いません
- 感染防止のための措置の遵守、施設管理者の指示に従います
- 使用中は、窓やドア、シャッターを開けて使用します(換気のため)
- 利用終了後2週間以内に感染症を発症した場合は、速やかに報告します
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けます
- 利用後は、使用箇所の清掃及び必要に応じて次亜塩素酸水等による除菌消毒を行います
(朝の施設鍵受け渡し時に、お渡しする次亜塩素酸水など利用して除菌してください)

宮ヶ瀬湖畔園地内施設の使用については上記を遵守します。

令和 年 月 日 届出者 住所
氏名
電話

新型コロナウイルス感染症対策のための 宮ヶ瀬湖畔園地内施設の使用にかかる遵守事項

(野外音楽堂)

施設を使用する(した)際の留意点

- 財団の登録したLINEコロナお知らせシステムを読み取ります。
- 以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を休止します
 - ・体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)
 - ・同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
 - ・14日以内に国が定める国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合
- マスクを持参します(熱中症や活動に支障のない限り、マスクを着用します)
- 手洗い、手指消毒(アルコール消毒液)を実施します
- 他の利用者等との距離(2m以上)を確保します(誘導や介助の場合を除く)
- 大きな声での会話等を行いません(歌を歌う場合は除く)
- 感染防止のための措置の遵守、施設管理者の指示に従います
- 使用中は、窓やドア、シャッターを開けて使用します(換気のため)
- 利用終了後2週間以内に感染症を発症した場合は、速やかに報告します
- 施設利用前後のミーティング等においても、三つの密を避けます
- 利用後は、使用箇所の清掃及び必要に応じて次亜塩素酸水等による除菌消毒を行います
(朝の施設鍵受け渡し時に、お渡しする次亜塩素酸水など利用して除菌してください)

宮ヶ瀬湖畔園地内施設の使用については上記を遵守します。

令和 年 月 日 届出者 住所
氏名
電話

令和 年 月 日

カナディアンカヌー3名乗船同意書

公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団理事長 殿

学校行事として実施するカヌー体験において、学校事情によりカナディアンカヌーへの児童3名での乗船を希望します。つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の徹底を図るとともに、学校が下記の取り組みについて対応することに同意します。

1. 必要に応じて、カヌー体験参加者の名簿の提出、参加者個人への連絡等を実施します。
2. 参加者の事前検温を実施します。
3. マスクの着用をします。
4. 37.5度以上の発熱がある場合、また喉・咽喉痛等の症状がある場合は参加しません。
5. 体験中は、係員の指示に従います。

学校名

校長名

引率責任者名

学校所在地

連絡先 ()